



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 989 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し (長寿社会課)..... 1
 990 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (")..... 1
 991 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")..... 2
 992 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 2
 993 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 3
 994 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 4
 995 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 5
 996 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)の一部改正 (総務事務集中課)..... 5
 997 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)..... 9
- ### ○ 公安委員会告示
- 42 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 9
- ### ○ 選挙管理委員会告示
- 94 和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 10
- ### ○ 公告
- 二級河川芳養川水系河川整備基本方針 (河川課)..... 11
 役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付 (総務事務集中課)..... 14

告 示

和歌山県告示第989号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号の規定に基づき公示する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3070106947	株式会社ヒューマンライフ	介護サービスやわらぎ	和歌山市六十谷417-2	訪問介護	平成23.9.12

和歌山県告示第990号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3070108273	株式会社ベストパートナー	ファミリーケア和歌山さくら物語	和歌山市新生町2番5号	通所介護	平成23.7.1	平成29.6.30
3070108281	株式会社ロバスト	茶話本舗デイサービス中島	和歌山市中島272番地	通所介護	平成23.7.1	平成29.6.30
3071700383	株式会社なだいコーポレーション	療養デイサービスなだい	紀の川市下井阪605番地	通所介護	平成23.8.1	平成29.7.31

和歌山県告示第991号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3070106251	株式会社サザンクロス	サザンクロスわかやま	和歌山市北新金屋丁67	居宅介護支援	平成23.7.1	平成29.6.30
3070108307	有限会社イナ・コーポレーション	有限会社イナ・コーポレーションにここケアプランセンター	和歌山市直川608番地の3	居宅介護支援	平成23.7.1	平成29.6.30
3070108315	ブレーメン株式会社	ケアプランセンターひなた	和歌山市古屋222番地1	居宅介護支援	平成23.7.1	平成29.6.30
3071400927	株式会社紀和	紀和苑居宅介護支援事業所	海南市下津町下津828-1	居宅介護支援	平成23.7.1	平成29.6.30
3071700375	株式会社ライフ	居宅介護支援事業所アンサンブル	紀の川市長山277-108	居宅介護支援	平成23.7.1	平成29.6.30
3072500709	宗教法人正宗寺	居宅介護支援常楽	東牟婁郡那智勝浦町南大居491	居宅介護支援	平成23.7.1	平成29.6.30
3070108356	株式会社レストフローム	クレールケアプランセンター	和歌山市松江西一丁目三番11号	居宅介護支援	平成23.8.1	平成29.7.31
3071700409	株式会社なだいコーポレーション	居宅介護支援なだい	紀の川市下井阪605番地	居宅介護支援	平成23.8.1	平成29.7.31
3072000460	株式会社ネクストビジョン	ケアプランサービスケアビレッジ御坊	御坊市湯川町財部377-6	居宅介護支援	平成23.8.1	平成29.7.31
3072400918	株式会社ひだまり	居宅介護支援事業所長寿村	西牟婁郡白浜町庄川143番地の7	居宅介護支援	平成23.8.1	平成29.7.31
3072500717	有限会社みはま介護センター	みはま居宅介護支援事業所	東牟婁郡串本町西向1480-56番地	居宅介護支援	平成23.8.1	平成29.7.31

和歌山県告示第992号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり

り指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072100377	社会福祉法人紀成福祉会	龍トピア指定短期入所生活介護事業所	田辺市龍神村柳瀬530	介護予防短期入所生活介護	平成23.8.1	平成29.7.31

和歌山県告示第993号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3070108299	合同会社アイリス	ヘルパーステーションアイリス	和歌山市福町20番地の2 ハイツフローラル福町202号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成23.7.1	平成29.6.30
3071000891	株式会社ライフガーデン	ライフガーデン	橋本市御幸辻176-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成23.7.1	平成29.6.30
3050180102	医療法人明成会	紀伊の里	和歌山市宇田森275-10	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成23.7.1	平成29.6.30
3062290139	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター田辺訪問看護ステーション	田辺市湊651-1	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	平成23.7.1	平成29.6.30
3071000883	株式会社ササキ	林間紀見の家	橋本市紀見ヶ丘2丁目2-1	通所介護・介護予防通所介護	平成23.7.1	平成29.6.30
3071400919	有限会社こころ	デイサービスセンター・スイミー	海南市下津町方2088番地32	通所介護・介護予防通所介護	平成23.7.1	平成29.6.30
3070108323	有限会社宮	ぶらりBLISS宮	和歌山市米屋町3番地 ぶらくり丁ブリスビル1F	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成23.7.1	平成29.6.30
3070108364	オーアンドケイ有限公司	ネクストライフ紀三井寺	和歌山市三葛243-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成23.8.1	平成29.7.31
3072000478	株式会社ネクストビジョン	ホームヘルプサービスケアビレッジ御坊	御坊市湯川町財部377-6	訪問介護・介護予防訪問介護	平成23.8.1	平成29.7.31

30724009 26	株式会社ひだまり	訪問介護事業所長寿村	西牟婁郡白浜町庄川14 3番地の7	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30612900 64	社会福祉法人高陽会	訪問看護ステーショ ン驕驍	紀の川市粉河951-1	居宅療養管理 指導・介護予 防居宅療養管 理指導	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30701083 31	株式会社紀州さぼー と	デイサービスきしゅ う	和歌山市和佐関戸20	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30701083 72	株式会社ケアエンタ ープライズ	デイサービスはつら つ館和歌山	和歌山市湊4番地の1	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30701083 80	有限会社ハートケア サービス	いこいデイサービス	和歌山市手平1丁目10 番5号	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30701083 98	有限会社すずらん	デイサービスひつじ のたてがみ	和歌山市和歌川町2-20	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30717003 91	株式会社なだいコー ポレーション	一般デイサービスな だい	紀の川市下井阪605番 地	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30720004 52	株式会社ネクストビ ジョン	デイサービスケアビ レッジ御坊	御坊市湯川町財部377- 6	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30724009 00	一般社団法人紀国	白浜デイサービスセ ンター長寿村	西牟婁郡白浜町庄川字 岩本143番地	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30716010 45	社会福祉法人平成福 祉会	かぐのみ苑湯浅ショ ートステイサービス	有田郡湯浅町湯浅2032 -1	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30701084 06	株式会社生駒管工	めぐ美	和歌山市榎原140-26	福祉用具貸与 ・特定福祉用 具販売・介護 予防福祉用具 貸与・特定介 護予防福祉用 具販売	平成 23.8.1	平成 29.7.31

和歌山県告示第994号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

30701082 65	株式会社湊	ケアセンターまんぼ う	和歌山市新在家125番 地11	訪問介護・居 宅介護支援・ 介護予防訪問 介護	平成 23.7.1	平成 29.6.30
30701083 49	株式会社そうせい介 護支援事業所	介護センターそうせ い	和歌山市吹屋町3丁目4 3番地の1 フォーチュ ネイト吹屋102号	訪問介護・居 宅介護支援・ 介護予防訪問 介護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30717004 17	株式会社パソナソー シング	よっといで長山	紀の川市貴志川町長山 544-3	訪問介護・居 宅介護支援・ 介護予防訪問 介護	平成 23.8.1	平成 29.7.31
30725007 25	合同会社清	まりん	東牟婁郡串本町潮岬30 37-1	訪問介護・居 宅介護支援・ 介護予防訪問 介護	平成 23.8.1	平成 29.7.31

和歌山県告示第995号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町江住字江住郷コカシ1142の1・1142の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第996号

和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の一部を次のように改正する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第4条第1項第6号中「利益金処分計算書又は損失金処理計算書」を「株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

第10条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法人にあつては、役員
別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

役務の提供等の契約に係る業務種目一覧表

業務種目	
大分類	小分類
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃
	2 建築物周辺清掃・保守
	3 建築物飲料水貯水槽清掃
	4 ボイラーの運転・清掃・保守
	5 建築物ねずみ昆虫等防除
	6 シロアリ駆除
	7 浄化槽保守
	8 給排水・換気設備等保守
	9 冷暖房設備等保守 (ボイラー式の場合は「4」による。)
	10 電気設備等の運転・監視
	11 電気設備等保守
	12 音響、放送、時計設備等保守
	13 有線通信設備保守
	14 無線通信設備保守
	15 テレビ電波障害対策設備保守
	16 中央監視設備等保守
	17 昇降機等保守
	18 自動ドア保守
	19 附帯設備保守
	20 建具・床等保守
	21 危険物施設保守
	22 消防設備保守
	23 避雷設備保守
	24 建築物空気環境測定
	25 建築物等の点検
	26 建築設備の点検

業務種目	
大分類	小分類
2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草
	2 樹木管理・芝生管理 (剪定・殺虫消毒を含む。)
3 撤去作業、凍結防止	1 船舶等解体
	2 ボート等撤去
	3 道路凍結防止
4 警備	1 建物警備
	2 機械警備
	3 港湾・空港施設警備
	4 防犯パトロール
	5 交通誘導・交通整理・警備
5 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理 (収集・運搬)
	2 産業廃棄物処理 (中間処理・処分)
6 情報処理	1 システム分析・開発
	2 システム運用・保守
	3 インターネットコンテンツ作成・運用
	4 データ処理
	5 ハードウェア保守
	6 コンピュータ研修

業 務 種 目	
大分類	小分類
7 特殊設備保守管理 (建築物に係るものを除く。)	1 プールろ過装置保守管理
	2 遊具・砂場保守管理
	3 駐車場設備保守管理
	4 展示・映像・照明・音響設備保守管理
	5 ガス配管設備保守管理
	6 道路・河川・港湾設備保守管理
	7 船舶給水設備操作・保守管理
	8 空港消防設備消防業務・保守管理
	9 船舶保守管理
	10 排水・脱臭処理設備保守管理
	11 海水・雨水処理装置保守管理
	12 工業用水道施設運転・保守管理
	13 工業用水道設備点検・保守管理
	14 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理
	15 交通安全施設運用・管理
8 機械等保守管理 (建築物に係るものを除く。)	1 分析機器保守管理
	2 計測機器保守管理
	3 医療機器保守点検
	4 事務機器・教育用工作機器保守管理
	5 高圧ガス製造機器保守管理
	6 機械ボイラー保守管理
	7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理
	8 スクーバタンク (潜水用) 保守管理
	9 自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理
	10 ガントリークレーン保守管理

業 務 種 目	
大分類	小分類
9 運送・保管	1 旅客運送
	2 貨物運送
	3 美術品運送
	4 梱包・発送
	5 保管
	6 公用自動車運行・保守管理
10 企画・広告・手配	1 メディア制作
	2 広告・広報
	3 デザイン企画制作・写真撮影
	4 大会・イベント企画運営
	5 研修企画実施
	6 旅行手配
	7 賞状等筆耕
	8 速記・テープ起こし
	9 壺花生け込み・貸植木
11 測定・検査・調査研究等	1 環境測定 (水質)
	2 環境測定 (土壌)
	3 環境測定 (大気質)
	4 環境測定 (騒音・振動)
	5 アスベスト濃度測定
	6 ダイオキシン類測定
	7 理化学検査・食品検査
	8 臨床検査 (医療機関外)
	9 健康診断
	10 被曝線量測定検査
	11 調査研究・統計作業 (社会経済分野)
	12 調査研究・統計作業 (自然科学分野)

業 務 種 目	
大分類	小分類
12 森林整備等	1 森林整備
	2 森林調査 (I)
	3 森林調査 (II)
	4 森林病害虫対策
	5 森林測量
13 給食	1 病院給食
	2 学校給食
	3 栄養指導
14 リース・レンタル	1 建物リース・レンタル
	2 医療機器リース・レンタル
	3 事務機器リース・レンタル
	4 電話機器リース・レンタル
	5 自動車リース・レンタル
	6 建設重機リース・レンタル
	7 船舶リース・レンタル
	8 資機材リース・レンタル
	9 白衣類リース・レンタル
	10 医療基準寝具類リース・レンタル
	11 日用雑貨品リース・レンタル
15 美術品・文化財保存	1 美術品保存修理
	2 文化財保存修理
	3 文化財虫菌害防除

業 務 種 目	
大分類	小分類
16 人材	1 相談支援業務受託
	2 保育業務受託
	3 通訳・翻訳事務受託
	4 医療事務受託
	5 総務事務・軽作業受託
	6 人材派遣
17 保険	1 損害保険

附 則

- この要綱は、平成23年9月13日から施行する。
- この要綱による改正後の和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱は、平成24年1月1日以降に行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手續に適用し、その前日までに行う入札の入札参加資格の審査及びその決定の手續については、なお従前の例による。

和歌山県告示第997号

免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成23年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECAP/NEC コンソーシアム
(代表者)
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区芝五丁目29番11号
(構成員)
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
49,875,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,375,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年6月21日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第42号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成23年9月13日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種）	技能検定に関する技能及び知識		

技能検定員審査 (中型二種) 技能検定員審査 (普通二種)		平成23年11月16日 (水) から同 月18日 (金) までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査 (大型) 教習指導員審査 (中型) 教習指導員審査 (普通) 教習指導員審査 (大特) 教習指導員審査 (大自二) 教習指導員審査 (普自二) 教習指導員審査 (牽〔けん〕引) 教習指導員審査 (大型二種) 教習指導員審査 (中型二種) 教習指導員審査 (普通二種)	教習に関する技能及 び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成23年10月11日 (火) から同月18日 (火) までの毎日 (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書 (申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真 (申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課運転免許試験場教習所係 (電話073-473-0110 内線363)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第94号

平成23年4月10日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年9月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成23年4月10日執行 和歌山県議会議員一般選挙 (海南市・海草郡選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

5,477,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤山 将材	所属党派	自由民主党	期間 5月 3日から 5月16日まで 第2回分
出納責任者氏名	早川 宏和			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
その他の寄附	件	円	人件費	円
その他の収入		円	家屋費	円
今回計		円	選挙事務所費	円
前回計		3,070,000 円	集会会場費	円
総計		3,070,000 円	通信費	15,054 円
			交通費	円
			印刷費	円
			広告費	円
			文具費	円
			食糧費	円
			休泊費	円
			雑費	45,443 円
			今回計	60,497 円
			前回計	2,302,667 円
			総計	2,363,164 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	992,200 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	992,200 円

報告書受理年月日	平成23年 7月28日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公 告

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、二級河川芳養川水系河川整備基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

① 流域の概要

芳養川は、その源を田辺市北部の三星山に発し、田辺市上芳養から中芳養地区を南流し、小恒川、西郷川、小畔川、田川等の支川を合わせ、田辺市芳養町において田辺湾に注ぐ流域面積27.8km²、幹川流路延長16.8kmの二級河川である。

芳養川流域は、和歌山県中央部に位置し、全て田辺市に属している。流域の地形は、和歌山県紀南地域の田辺丘陵及び芳養川低地から構成され、上流の丘陵地は中起伏山地、下流部の低地は扇状性低地となっている。河床勾配は、河口から約2km地点の境橋付近までは1/600程度の勾配、境橋から小畔川合流点付近までは1/300～1/200程度の勾配、それより上流は1/100程度の急勾配となっている。また、河口から約1kmは感潮区間となっている。

地質は、西日本外帯の四万十帯で、上・中流部の山地に新生代始新世の音無川層群が分布してい

るほか、漸新世-前期中新世の牟婁層群、田辺層群の分布がみられ、砂岩と頁岩が同程度存在する地層である。

気候は、太平洋岸式気候区に属し、温暖多雨で年平均降水量は約1,800mm、年平均気温は約17.0℃となっている。

土地利用は、山地が約80%、水田・畑が約14%、宅地等の市街地が約6%となっている。

芳養川流域を含む田辺市は、和歌山市に次ぐ県下第2の都市であり、古くから紀南の中心地として栄え、田辺周辺の中心都市として行政、経済、文化等の面で大きな役割を果たしている。また、古くから牟婁津という名で文献に登場しており、平安の中頃から盛んになった熊野三山参詣の要衝として発達してきた。

芳養川流域の上流部から中流部にかけては紀州田辺梅林が広がり、シーズン(2~3月)ともなれば、梅林観光で賑わっている。芳養川河口付近の芳養大神社には熊野古道の王子跡の一つの芳養王子跡があり、県の文化財に指定されている。

② 治水事業と現状

芳養川流域では、昭和36年9月の第二室戸台風で床上浸水665戸、床下浸水1,181戸(旧田辺市)、昭和48年8月の豪雨で床下浸水143戸などの浸水被害が発生している。

治水事業の沿革は、昭和36年9月の第二室戸台風を契機として、昭和48年度より小規模河川改修事業として河口地点における計画高水流量を490m³/sと定め、河口から2.01km地点までを築堤・掘削等の施工を行い、平成4年に工事を完了している。

平成5年度からは、2.01km地点から5.05km地点の上井頭首工直下流までの3,040m区間について河川改修を行っており、平成9年には境橋地点における基本高水流量を420m³/sとする工事実施基本計画を策定した。この計画に基づき、現在脇田橋地点まで護岸・築堤等を実施している。また、学校橋~脇田橋の区間の約300mについては芳養川の生態系や景観性に配慮した川づくりが行われ、現在に至っている。

③ 河川利用の現状

河川水の利用については、農業用水として流域面積の約10%に相当する約273haのかんがい区域に供給が図られている。農業用水の河川からの取水は、河道に多く設置された取水堰からされ、慣行水利権は56件となっている。

河川空間の利用については、中芳養中学校前は景観性に配慮した川づくりが行われている。また、下流部は魚釣りなどで利用されている。

④ 河川環境の現状

芳養川の上流部は標高500m前後の中起伏山地となっており、植生は山間部にスギ、ヒノキ植林、紀州備長炭の原料となるウバメガシなどの二次林が広く分布しており、河川沿いには水田がみられる。河川内は川幅が狭くツルヨシ群落が流路沿いに繁茂し、ダンチク群落、竹林、ネコヤナギが点在する。魚類はカワムツ、タカハヤ、シマヨシノボリが生息し、オオヨシノボリも確認されている。鳥類は、四季を通じてヒヨドリ、ホオジロ、キジバト、キセキレイ、セグロセキレイが確認されている。

中流部から下流部にかけては谷底平野の発達が見られ、集落と田園地帯となっている。中流部は標高300~400m前後の小起伏山地、南側の標高100~200m前後の丘陵地からなり、河川周辺は水田や果樹園などの農地が広がっている。河川内には流路に沿ってツルヨシ群落が広く分布し、周囲にはヤナギタデなどが生育する湿性植物群落が分布する。魚類はオイカワが優占し、コイ、ギンブナ、カワムツ、ドジョウ、シマヨシノボリが確認されている。鳥類は四季を通じて、イソシギ、キジバト、セグロセキレイ、ホオジロ、スズメがみられ、サギ類、セキレイ類などの水辺の鳥類等が確認されている。

下流部は、松井橋より上流の左岸にはススキの優占する乾性多年生草本群落が広がり、河口側にはヨシ群落が分布する。河口付近にはアキグミ、ノイバラの優占する低木林とハマオモト（ハマユウ）、ハマゴウ、ハマエンドウ、ハマヒルガオなどの海浜植物が生育している。魚類は、オイカワ、ギンブナ、ゴクラクハゼ、キチヌ、ボラが多数確認されている。鳥類はイソシギ、ドバト、ツバメ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリなどが確認されている。

注目すべき種としては、上流部で確認されたオオヨシノボリ、中流域で確認されたオオムラサキ、下流部のコチドリ、ミサゴ、スミウキゴリ、ハマオモト（ハマユウ）があげられる。

水生昆虫に着目すると、上流部では清流で見られるカワゲラ類、トビケラ類が減少しており、中・下流部では汚水に耐える種の個体数が増加傾向にあった。なお、水質については、近年は、合橋地点で近年BOD_{0.8}~2.1mg/lで推移している。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

① 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、河川の多様な自然環境を保全するとともに、人々に親しまれるような河川空間の整備を行っていくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

② 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

災害の発生防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、30年に1回程度発生する降雨による洪水および高潮から沿川地域を防御するため、景観・自然環境に考慮しつつ、河道の拡幅・築堤、河床掘削による整備を進める。

さらに、計画規模を上回る洪水や高潮、整備途上段階で施設能力以上の洪水や高潮、または東南海・南海地震等による津波が発生した場合にも、被害を極力軽減させるため、水位情報の周知、関係機関と災害関連情報の提供・共有を図る。また洪水ハザードマップの作成・活用や水防体制の維持・強化を支援し地域住民の防災意識の向上を図り、洪水時の警戒避難体制のより一層の整備を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

③ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、農業用水として利用されているが、今後とも流水の利用の適正化や合理化を図れるよう関係機関との調整に努める。また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を把握するとともに、その確保に努める。

異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡・調整機能の充実を図り、被害状況に係る情報の共有や適正かつ効率的な水利用に努める。

④ 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、流域的な視点から、関係機関と調整・協力し、河川全体の調和を図るものとする。

多様な河道形態や植生を有する水辺空間が動植物の生息・生育の場となっていることから、その環境の整備・保全に努める。また、河道工事等においては、適切な技術的知見に基づき、できるだけ河川環境への影響の回避・低減に努めるとともに、必要に応じ代償措置を講じるなど、良好な河川環境の保全を図る。さらに魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物（堰・落差工等）について、利水者等との調整を図り、関係機関と連携のうえ、縦断的な連続性の確保に努める。

⑤ 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機

能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような確かな河川情報の提供に努める。さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（境橋）において $420\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道により流下させる。

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

芳養川における計画高水流量は、基準地点（境橋）において $420\text{m}^3/\text{s}$ とする。

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

芳養川における主要な地点の計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

芳養川水系の既得水利権は、慣行水利として農業用水がある。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、生育、景観等の観点から総合的に検討し、その確保に努めるものとする。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、西牟婁振興局建設部総務調整課に備え付け、縦覧に供する。

公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成23年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）

2 申請者に必要な条件

次の条件を満たさない場合には、この申請を行うことができない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ

る者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (8) 入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
 - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

3 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、住民票
- (3) 印鑑証明書
- (4) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- (5) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- (6) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算

書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

- (7) 入札に参加を希望する業務種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類
- (8) 入札に参加を希望する業務種目について1年以上の営業経験（新たにその営業を始めた者にあつては、その業務種目に類似した業務についての営業経験）があることを示す書類
- (9) 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
- (10) その他知事が必要と認める書類

4 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

- (1) 申請書類の提出場所
資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。
なお、各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課を経由して提出することができる。
- (2) 申請書類の用紙の配布場所
別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課とする。
なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、平成23年10月3日（月）から同月31日（月）までとする。

6 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

8 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲示して公表する。

9 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までとする。

10 競争入札等の公示

1の契約について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。

11 問い合わせ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班
郵便番号 640-8585
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2292

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

業務種目		申請 窓口
大分類	小分類	
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	管財課
	2 建築物周辺清掃・保守	
	3 建築物飲料水貯水槽清掃	
	4 ボイラーの運転・清掃・保守	
	5 建築物ねずみ昆虫等防除	
	6 シロアリ駆除	
	7 浄化槽保守	
	8 給排水・換気設備等保守	
	9 冷暖房設備等保守 (ボイラー式の場合は「4」による。)	
	10 電気設備等の運転・監視	
	11 電気設備等保守	
	12 音響、放送、時計設備等保守	
	13 有線通信設備保守	
	14 無線通信設備保守	
	15 テレビ電波障害対策設備保守	
	16 中央監視設備等保守	
	17 昇降機等保守	
	18 自動ドア保守	
	19 附帯設備保守	
	20 建具・床等保守	
	21 危険物施設保守	
	22 消防設備保守	
	23 避雷設備保守	
	24 建築物空気環境測定	
	25 建築物等の点検	
	26 建築設備の点検	

業務種目		申請 窓口	
大分類	小分類		
2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	管財課	
	2 樹木管理・芝生管理 (剪定・殺虫消毒を含む。)		
3 撤去作業、凍結防止	1 船舶等解体		
	2 ポート等撤去		
	3 道路凍結防止		
4 警備	1 建物警備		
	2 機械警備		
	3 港湾・空港施設警備		
	4 防犯パトロール		
	5 交通誘導・交通整理・警備		
5 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理 (収集・運搬)		
	2 産業廃棄物処理 (中間処理・処分)		
6 情報処理	1 システム分析・開発		情報政策課
	2 システム運用・保守		
	3 インターネットコンテンツ作成・運用		
	4 データ処理		
	5 ハードウェア保守		
	6 コンピュータ研修		

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
7 特殊設備保守管理 (建築物に係るものを除く。)	1 プールろ過装置保守管理	総務事務集中課
	2 遊具・砂場保守管理	
	3 駐車場設備保守管理	
	4 展示・映像・照明・音響設備保守管理	
	5 ガス配管設備保守管理	
	6 道路・河川・港湾設備保守管理	
	7 船舶給水設備操作・保守管理	
	8 空港消防設備消防業務・保守管理	
	9 船舶保守管理	
	10 排水・脱臭処理設備保守管理	
	11 海水・雨水処理装置保守管理	
	12 工業用水道施設運転・保守管理	
	13 工業用水道設備点検・保守管理	
	14 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理	
	15 交通安全施設運用・管理	
8 機械等保守管理 (建築物に係るものを除く。)	1 分析機器保守管理	総務事務集中課
	2 計測機器保守管理	
	3 医療機器保守点検	
	4 事務機器・教育用工作機器保守管理	
	5 高圧ガス製造機器保守管理	
	6 機械ボイラー保守管理	
	7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理	
	8 スクーバタンク(潜水用)保守管理	
	9 自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理	
	10 ガントリークレーン保守管理	

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
9 運送・保管	1 旅客運送	総務事務集中課
	2 貨物運送	
	3 美術品運送	
	4 梱包・発送	
	5 保管	
	6 公用自動車運行・保守管理	
10 企画・広告・手配	1 メディア制作	総務事務集中課
	2 広告・広報	
	3 デザイン企画制作・写真撮影	
	4 大会・イベント企画運営	
	5 研修企画実施	
	6 旅行手配	
	7 賞状等筆耕	
	8 速記・テープ起こし	
	9 壺花生け込み・貸植木	
11 測定・検査・調査研究等	1 環境測定(水質)	総務事務集中課
	2 環境測定(土壌)	
	3 環境測定(大気質)	
	4 環境測定(騒音・振動)	
	5 アスベスト濃度測定	
	6 ダイオキシン類測定	
	7 理化学検査・食品検査	
	8 臨床検査(医療機関外)	
	9 健康診断	
	10 被曝線量測定検査	
	11 調査研究・統計作業(社会経済分野)	
	12 調査研究・統計作業(自然科学分野)	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
12 森林整備等	1 森林整備	森林 整備 課
	2 森林調査 (I)	
	3 森林調査 (II)	
	4 森林病虫害対策	
	5 森林測量	
13 給食	1 病院給食	総務 事務 集 中 課
	2 学校給食	
	3 栄養指導	
14 リース・レンタル	1 建物リース・レンタル	総務 事務 集 中 課
	2 医療機器リース・レンタル	
	3 事務機器リース・レンタル	
	4 電話機器リース・レンタル	
	5 自動車リース・レンタル	
	6 建設重機リース・レンタル	
	7 船舶リース・レンタル	
	8 資機材リース・レンタル	
	9 白衣類リース・レンタル	
	10 医療基準寝具類リース・レンタル	
	11 日用雑貨品リース・レンタル	
15 美術品・文化財保存	1 美術品保存修理	総務 事務 集 中 課
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌害防除	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
16 人材	1 相談支援業務受託	総務 事務 集 中 課
	2 保育業務受託	
	3 通訳・翻訳事務受託	
	4 医療事務受託	
	5 総務事務・軽作業受託	
	6 人材派遣	
17 保険	1 損害保険	総務 事務 集 中 課